

# 業績が悪化した時に受給できる助成金はご存じですか？

【中小企業緊急雇用安定助成金の申請を代行いたします。】

中小企業緊急雇用安定助成金とは？

急激な景気の悪化や、産業構造の変化などの理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に雇用する労働者を休業させると一定額が支給される助成金です。なお休業は1日単位でなく1時間単位でも可能です。（例えば1日の就業時間が午前9時から午後6時でしたが、午前9時から午後4時に短縮する場合でも助成金の対象となります。）

支給の主な要件

売上高の直近3か月平均が、その直前3か月平均もしくは前年同期と比べて減少していること

前期の決算が赤字または の減少が5%以上であること

事前に休業実施計画届を提出していること

休業させた時の休業手当が労働基準法に違反していないこと

受給額

休業手当または厚生労働大臣が定める方法により算定した額の5分の4。教育訓練を実施した場合は訓練費として1日1人あたり6,000円が加算されます。

（ただし、1年間で1人あたり200日が限度）

## 【まずは無料相談を】

いくら位受給できるのかを知りたい。

どのような書類が必要なのかを知りたい。

申請を依頼した場合の費用を知りたい。

無料相談をお申し込みいただくと、上記のご質問に人事労務の専門家である社会保険労務士がお答えいたします。助成金に興味はあるが、面倒な手続きはしたくない、また窓口が混雑していて相談できない、といったお悩みをお持ちのかたはぜひご利用下さい。申込みはこの用紙にご記入いただきFAXいただくだけです。当事務所よりFAX送信後24時間以内に訪問日時についてのお電話を差し上げます。

無料相談申込み番号 FAX : 050 - 3488 - 1110

貴社名		代表者名	
所在地	〒	TEL	
		FAX	

中小企業に活力を与えるよきパートナー  
京都府社会保険労務士会所属

武藤社会保険労務士事務所

〒600-8805 京都市下京区中堂寺鍵田町6-8

TEL 075-344-0634 FAX 050-3488-1110

E-Mail [info@sr-mutoh.com](mailto:info@sr-mutoh.com)

<http://www.sr-mutoh.com/>

申込はこのままFAX